

別記第5

防火対象物定期点検指導指針

1 点検報告の指針

- (1) 点検は使用開始日又は義務が生じた日を基準日に1年に1回実施し、報告は、管理権原者名で管轄消防署長あてに行うこと。なお、点検・報告未実施等により法第8条の2の2違反となった後に、改めて点検・報告がなされた場合には当該点検実施日が基準となること。
- (2) 点検結果の報告書のうち、市町村長が定める基準によるものの報告書は、塩谷広域合行政組合火災予防規則第7条に定める様式によること。（消防本部ホームページからダウンロード可）
- (3) 点検資格者による点検終了後、不適事項がある旨助言を受けた場合は、速やかに改修を行うこと。
なお、点検結果報告書の「適否」欄を「否」として報告する場合（改修に時間を要する場合）、セイフティマークを貼付している場合は速やかに取り外すこと。
- (4) 点検の結果、全ての項目が適正である場合において、セイフティマークの表示を希望する場合は、一般財団法人栃木県消防設備保安協会で購入手続を行うこと。

2 防火管理維持台帳の編冊、記録及び保存

- (1) 管理権原者は、点検を行った結果を防火管理維持台帳に記録し、これを保存しなければならない。
- (2) 防火管理維持台帳は、次に掲げるものを編冊すること。
 - ア 甲種防火管理再講習の修了証の写し
 - イ 消防計画作成（変更）届出書、防火管理者選任（解任）届出書、自衛消防組織設置（変更）届出、共同防火管理協議事項届出書（消防法第8条の2に該当する場合に限る。）に係る書類の写し
 - ウ 防火対象物点検特例認定申請書の写し（申請している場合に限る。）
 - エ 認定又は不認定通知書（防火対象物点検特例認定申請を行った場合に限る。）
 - オ 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書の写し
 - カ 消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証
 - キ 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書の写し
 - ク 消防計画に基づき実施される次の事項の状況を記載した書類
 - (ア) 防火対象物についての火災予防上の自主検査の状況
 - (イ) 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び整備の状況

- (ウ) 避難施設の維持管理の状況
 - (エ) 防火上の構造の維持管理の状況
 - (オ) 定員の遵守その他収容人員の適正化の状況
 - (カ) 防火上必要な教育の状況
 - (キ) 消火、通報及び避難の訓練の状況
 - (ク) 増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の防火対象物における防火管理者又はその補助者の立会いその他火気の使用又は取扱いの監督の状況
 - (ケ) 大規模な地震に係る防災訓練並びに教育及び広報の状況（強化地域に所在する令第 1 条の 2 第 3 項第 1 号に規定する防火対象物のうち、大規模地震対策特別措置法施行令第 4 条第 1 号、第 2 号、第 13 号、第 14 号及び第 23 号に規定する施設（大規模地震対策特別措置法第 6 条第 1 項に規定する者が管理するものを除く。）に限る。）
- ケ 消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事、整備等の経過一覧表
- コ 前各号に掲げるもののほか、防火管理上必要な書類